

# 会議議事録

2016年11月18日  
宮田村役場建設課

会議 タイトル	第9回 宮田村景観計画策定委員会
議題	<p>報告事項</p> <p>(1) 第8回景観計画策定委員会報告</p> <p>①第8回議事録確認</p> <p>②第8回委員会のまとめ</p> <p>(2) 第8回委員会以降の経過報告並びに今後の流れ</p> <p>(3) 景観条例、施行規則について</p> <p>(4) 景観計画(案)の変更点について</p> <p>協議事項</p> <p>(5) 景観審議会について</p> <p>①景観審議会委員の構成案</p> <p>②景観審議会への申し送り事項</p>
日時	2016年11月11日(金) 午後3時00分から午後5時30分まで
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委員：新谷久男、浦野宗明、竹平考輝、太田保、矢田典和、須永次郎、後藤寛、三浦典子、窪田守男、天野早人、佐々木葉、藤倉英世</p> <p>進行：平澤隆靖</p> <p>書記：熊谷良太郎</p> <p>説明者：報告事項：熊谷良太郎(宮田村役場建設課) 協議事項：原寿(宮田村役場建設課課長)</p>
欠席者 (敬称略)	委員：春日孝昭、平澤正次、長田章敬
議事 (敬称略)	<p><b>1. 開会挨拶</b> (事務局原建設課長)</p> <p><b>【始めに1分間の黙祷】</b></p> <p>これまで大変深いご議論をしていただき中で、計画の策定に臨んでいただきまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>計画の中にもありますように、今まで宮田村の景観というものを考えずに生活してきているなかで、宮田村の風景が出来上がってきていると思います。それを掘り起こしていただいて、これから先の進むべき道を示していただいたのがこの計画だと思っております。</p> <p>今回まとめということではありますが、引き続き、宮田村の景観がより望ましいものになっていけるようにお力添えをいただけたらということをお願い申し上げまして開会の挨拶</p>

拶とさせていただきます。

## 2. 副委員長挨拶

(浦野副委員長)

平成27年の第1回の委員会から始まりまして、今回が最終回となりました。この委員会が立ち上がってから1年半という期間皆さんとともに議論を行ってきました。議論が尽くされていないこともあるかと思しますので、今回の委員会では、時間の限りもありませんが委員の皆さんのご意見を出し切っていただきたいと思ひます。

それではよろしくお祈ひします。

## 3. 報告事項

(事務局平澤)

【宮田村景観計画策定委員会条例に基づき副委員長による議事進行を行う旨の説明】

【出席者確認、12名の出席を確認。委員会の成立の報告】

【資料確認、追加資料の説明】

(1) 第8回景観計画検討委員会報告

①第8回議事録確認

(事務局熊谷)

【資料2に基づいて議事録確認】

【訂正なし】

【議事録署名人の指名】

第9回景観計画策定委員会議事録について竹平委員と須永委員を指名。

②第8回委員会のまとめ

【資料3に基づいて第8回委員会のまとめを報告】

【質疑なし】

(2) 第8回委員会以降の経過報告並びに今後の流れ(資料4)

【資料4に基づいて報告】

【質疑なし】

(3) 景観条例、施行規則について(資料5、資料6)

【資料5.6に基づいて報告】

(竹平委員)

住民協定に関して、「おおむね3分の2以上」という言葉がある。「おおむね」という言葉を入れる意味はどのようなものでしょうか。

(佐々木委員)

あくまで住民協定ということで自主的に何かをやっていこうというポジティブな活動

なので、そこを厳密にしなくてもいいのではないかとということもありますし、世帯ということも子どもまで入れるのか、などといったことも含め、母数の数え方も定まっているわけではないので、厳密な数値基準ではなく目安になっていると思います。

(竹平委員)

わかりました。今後、そういった質問も想定されるので、用意しておくにこしたことは無いと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(浦野副委員長)

他に質疑はありますか。

【質疑なし】

それでは、次に進みます。

(4) 景観計画(案)の変更点について(資料7)

【資料7に基づいて報告】

(矢田委員)

「近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること」というところで求めて部分は、役場に申請書を出した行為をそれでいいととらえるのか、それとも上記の行為をする際には近隣住民を集めて説明会を開くということでしょうか？

(佐々木委員)

修正前の「近隣住民の理解を得られるよう努めること」は努力目標なので、必ず住民説明会をする必要はなく、努めるということだから良いという意図で作っていたが、県からも今の矢田委員と同じ質問が出ましたので、建てようとする人が建物のデザインをするときに「これだったらきっと近隣住民の理解も得られるだろうと思うように配慮してください」という文言にしています。

ただ、規模の大きいものとか規模のところで9mを超える必要のある物については別途協議を経て、例えば、別途協議の時にはここに書いてある配慮したという内容を本当に努めていただいたか、という議論をするときの根拠にするつもりでこの文言を入れているので、通常の行為の時にはその気持ちになってやってほしいということです。ある程度大きい協議をしなければならない場合には、例えば区の区長には話をしましたかとかそういう指導をしていく必要がでてくることも考えられるので、そのときの根拠になる物としてこの文を残してあります。

(竹平委員)

変更前は「理解を得ることに努めなければならない」だけど、変更後は「配慮したかどうか」にターゲットを持っているので、説明しましたとか資料を持ってきましたとそういうことをやっていれば、やったことになっているということですね。

(佐々木委員)

その通りです。実際に近隣に資料を持っていかなくても、そういう気持ちがあるかどうか

かが配慮をしたかどうかになっている。

もし、大きな物の時にはその配慮は具体的になんですかと協議をしていきます。

(矢田委員)

下記の規制のことについてですが、それらについても「配慮しました」とされてしまう場合にはザル法にならないかということがありますが、そこまでは考えすぎですかね。

(浦野副委員長)

つまり、届出するときには近隣住民にこのデザインでこの色調ならいいだろうという思いをこめて届出をするということですね。

審議会では、その思いは違うのではないかという時に審議をしていくということですね。

(佐々木委員)

共通事項は全文にかかることなので、行為をする人は全てこの共通事項とその下の行為を同時にやっつけていかなければなりません。

それを言い出してしまうと、例えば、形態意匠の「周辺の基調となる景観に調和した形態であることを全体としてまとまりのある形態とすること」も、その人はこれで調和しているし、まとまっていると思うということになってしまうので、思いのレベルであるということは他の項目についても同じ意味合いになってくると思います。

(浦野副委員長)

後ほどにはなるとは思いますが、庁内の意識、レベルを一定にして、同じ認識で書類を審査するということが重要だと思います。担当者によって考え方が違うと問題がでてくると思いますので。

矢田委員、よろしいでしょうか。

(矢田委員)

はい。

(浦野副委員長)

他にありませんでしょうか。

(竹平委員)

よろしいでしょうか。

公共施設から、公共性の高い施設にかえたということですが、公共性の高いという言葉にすることによって、どのあたりまで具体的に広がっていくかを確認したいのですが。

(事務局熊谷)

文中に公共施設と規定されるもの以外のものが含まれているので公共性の高いという表記にしました。

(竹平委員)

つまり、ここでの表現が 100%公共施設ではないということでの変更になりますね。

(佐々木委員)

6 章は公共事業で行う事業を示しています。

法律で規定する公共施設ではないものがあって、その不整合を直すために公共性の高い施設という形で記載しました。

何が公共性の高い施設かと言うのは、景観計画本文全体を読むと分かるようになっていきます。

(竹平委員)

見方によって、一般的に公共施設は行政管理のものだったりするイメージですが、「高い」という言葉がついてしまうと、それ以外のものがどこまでという疑問が出てきたりすると、過大解釈でいろんな人が自由に行ける場所は全部公共性の高い施設だという感じになってしまうと、具体的には工場など見学で開放している所について、無料で入れてしまうところは公共ではないかという形でとられても困ってしまうので。

(藤倉委員)

～などの公共施設、という表記になっていたかと思いますが、法律上公共施設に該当しないものがあつたため公共性の高い施設と書けという指導があつたことかと思います。

(事務局原)

県の指導としては法第7条第4項に規定する公共施設に学校・役場・病院・文化施設などは該当しませんというものです。

(天野委員)

景観法において、公共施設とは道路・河川・公園・広場・海岸・港湾・漁港・その他政令で定める公共の用に供する施設を公共施設として定義付けています。

(藤倉委員)

そこに対して景観法である種の指定をしたことが他の法律との間で不整合が起きないぎりぎりのところを取っていると思います。

そのため特定しているが、学校を入れたいという話が出たときに公共性の高いという形にしたらどうですかという提案もあるかと思います。

(浦野副委員長)

つまり、景観法でいう公共施設の穴の開いた部分を埋めたということでしょうか。

(佐々木委員)

その通りです。

(竹平委員)

それがどこまでかという今の内容も質問で出てくるかもしれないので事務局で説明ができる様にしておいた方がいいと思います。

(事務局)

わかりました。ありがとうございます。

(浦野副委員長)

他にありませんでしょうか。

なければ協議事項に入ります。事務局お願いします。

#### 4. 協議事項

(5) 景観審議会について

①景観審議会委員の構成案

(事務局原)

## 【資料8について、事務局原が説明】

(浦野副委員長)

構成団体案について意見ある方はいらっしゃいますか。

(藤倉委員)

上伊那塗装組合について、宮田村に組合員が入っていないような話をお伺いしましたがどのようなものでしょうか。

(事務局原)

景観に看板等が関わってくるので構成団体として加えました。

組合事務局に確認したところ宮田村には組合員はいないそうです。今後屋外広告物について考える際には意見を聴くなど必要になるかとは思いますが。

ただ、スタート段階として宮田村に組合員がいないため村外からの推薦という形になってしまうのでこれについて意見を委員からいただければと思います。

(天野委員)

宮田村のことについて決める景観計画であり、直接宮田村と関係ない人が入ってくるのはどうかと思います。

(事務局原)

余裕を持って14人スタートとするか、公募を3人にしてスタートか、これに代わる団体をご提案していただければその団体に掛け合ってみる、といった3つの選択肢があるかと思えます。

(竹平委員)

目的からすると、村内の団体でなくても、村内の個人で塗装や広告業を営んでいる方を入れるのもいいかと思う。

(矢田委員)

専門的な議論をすることになるので、プロの意見として入れるのもあるかと思う。第三者的な意見もいるのではないか。他の市町村が入れているのはそういった意味合いもあるかと思いますが。

(須永委員)

一方で、業者は看板を作るのが本業となる。自分たちの仕事を阻害されるようなことは積極的にしないかもしれない。

(矢田委員)

利害関係はどこの団体も一緒だと思います。

(天野委員)

専門的な意見、一時的な意見はせつかくアドバイザーの制度があるのでそういった方をお願いしてはどうか。

他にも今回村民が入っている団体を選んでいるが、推薦依頼を出したときに宮田村以外の人が入ってこないとも限らないが、母体にそもそも宮田村の人がいないというのは少し考えてしまいます。

(浦野副委員長)

宮田村には建設業組合とは異なる板金や塗装会社もはいつている組織があるかもしれ

ないので確認してみてください。

(佐々木委員)

色々な業種から選んでいくのも近隣市町村をみるとあったりするが、まず運用していくためには策定委員会で行ったような議論が必要だと思う。

ちなみにこの策定委員は16名いますが、6名が公募、2名が村外。今まで建設的な議論をしていただいたおかげで全国的にも誇れるところまで到達できていると思う。

できれば、この延長線上での議論をする必要があるし、景観計画策定までの今までのプロセス、皆さんが議論してきた魂とも呼べるものを引き継いでいくことが大事だと思う。

どうしても宛て職だと何を議論するかすらも分からない人が推薦される可能性がある。

(浦野副委員長)

ということは、この委員会の中からも若干名が出てほしいと。

(佐々木委員)

はい。若干名を継承していただければと思いますし、団体の枠で出てきていただくにしても人選を丸投げするのではなく、こういう人に来ていただきたいというのが交渉できる様な形でスタートしないとオートマチックに、代表だからという形で義務で出てきた人が審議会に加わると今までのレベルの議論は難しい。立ち上げのところでは慎重になっていただきたい。

個別に色彩や材料等の細かいことを意見として聞く必要があるのであれば、アドバイザーでも専門の方を条例でも必要に応じて審議会では意見を聴く事ができるとあるので、そのようにすればよいと思う。

(竹平委員)

実際に審議会の委員のやることが、調査、審議が行える人、そういったことができる人達。トータルで見たときに何をどう見てどう審議するか。これからののではっきり見えないところもあるが、他の市町村の例ということで宮田もそれにならっているところもあると思うが、それをしなくても良いのではないか。

最後の委員会だが、もう一度考えるのも手ではないか。

(事務局原)

最終的には村の決裁で決めさせていただくので、今回の委員会で決めたものをそのまま踏襲するわけではない。

ただ、いくつか論点がありましたので整理していただいて、方向は決めていきたい。

(竹平委員)

そもそものやってもらいたいことの内容として条例にも書かれている関係事業者というのは審議や調査をする関係なのか、景観に関わる関係なのか。

その方たちが来て審議するときに、どういう意見があって、コントロールできるかになってくると思う。

(藤倉委員)

見ていくと的外れではない部分もある。もちろんこの選出案には必要な団体もある。例えば、都市計画審議会は必要。農振の関係もあるので農業委員会も必要。商工会も何らかの形で相談、合意形成したものを展開していくなど、そうやって見ていくとき必要か必要

でないか。

ただ、再三出ているが宮田村の中に組合員がいないのはどうかと。

次に、やはり今まで作ってきたものを渡して審議してもらえるのかなど、少なくともスタートでは一定程度今の委員の方たちに入ってもらいたい。

公募の中でも、委員会に出ている方には意思の継続ができるので、できる限り出てほしい。

(竹平委員)

宛職が一般的になっている部分があるので、景観に興味のある方を取り込んでほしい。

(浦野副委員長)

農業委員会と JA との関係はどのようなものでしょうか。

(新谷委員)

農業委員会の構成メンバーに農協が入っている。

JA は色々な審議会、協議会に参画しています。

(事務局原)

論点として、宮田の構成員がいない団体に要請する必要があるのかということ。

(藤倉委員)

審議がしっかりできるのが前提。そのための関係団体。関係のない団体があるのならば考えなければいけないというのが一点。

もう一点は宛て職で全く知らない人に出てきてもらうよりは、景観についてよく分かっている、自分で勉強するつもりがある人、あるいは今までの議論に関わったことのある方なるべく委嘱してほしいというこの委員会としての申し送り事項だと思います。

(佐々木委員)

あとは多様性を持つために女性を入れていただきたい。

(浦野副委員長)

わかりました。事務局はこういった思いを汲んで頂いて選出していただきたい。

他はいかがか。

(窪田委員)

住民協定代表という枠がある。今は宮田村の中に1団体だけだが、今後増えてくること考えられる。そうした場合にはその住民協定の中から1団体というイメージなのか。

(事務局原)

団体数が3つ以上になったら協定団体の組織体を作っていただいて、代表を選んでそこから出ていただくイメージです。

(矢田委員)

地域のトップとなる区長が音頭を取ることも考えられる。区長枠を増やすのも地域代表という形でありかもしれません。

(事務局原)

住民協定の団体を増やしていきたい思いはありますので、先ほどの複数団体から選出か、15名という枠を増やしていくことも議会に相談することも将来的には出てくるかもしれません。



(浦野副委員長)

任期について、審議会とそれぞれの団体とずれること、特に区長会は1年なのであると思いますが、引き続き前の方に勤めてもらうということはあるのでしょうか。

(事務局原)

それは考えていません。各団体には審議した内容をそれぞれ下ろしていただきたいという意図があります。また、団体の考えている内容、案件を集約してこちらにあげていただきたいという考えもあります。

(竹平委員)

団体としての任期なのか個人としての任期なのかを記載しておくのもいいかもしれません。

(事務局原)

公募委員の枠をあけておいてそこにスライドするという考えもあるかもしれませんが、去年の区長が今年度も出てくるということは考えていません。

(矢田委員)

区長会は縦のつながりはなく単年度ごとの割り振りという形です。

(浦野副委員長)

そういったところを表記することができたら混乱することのないようにしていただきたいと思います。また、委員の構成は今までの思いを汲んでいただき、庁内で決定していただきたいと思います。

続いて②に進みます。

## ②景観審議会への申し送り事項

### 【資料9について、事務局原が説明】

この申し送り事項の趣旨として、ずっと関わってこられたこの委員会の皆さんが必ずしも審議会の方で関わっていただけるということはないかもしれませんので、積み残しの課題や、景観計画の大事なポイントを出し合っていて次につなげていきたいというものになります。

(佐々木委員)

それでは、資料3の裏面、今後の検討項目について整理させていただきます。

1つ目「今と昔の比較として当時の写真を使うのはどうか」これについては全部が入るかは分かりませんが、できる限り配慮していきたいと思います。

2つ目「どういった意味でのコンパクトを目指すかの定義ができるか。」これについては宮田の景観を考えるとときに審議会でご議論いただければと思います。

3つ目「『梅』について、村民の意識にあると思うので検討したい。」「『祭り』を町の中に盛り込みたい。」これらについても1つ目と同様配慮していきます。

4つ目「景観と風景という言葉の使い分けについて。」前回の委員会でご議論いただいたので解決しております。

5つ目「『田園区域』という文言についての違和感。」についても前回の委員会でお話した通りとなります。

6 丁目「区域全体の線引き」これも寛容的なラインで引いておいて対象範囲は宮田村内とするとしていきます。

7 丁目「駅前のことを盛り込みたい。」3 丁目と同じ形で配慮していきたい。

8 丁目「色彩等の基準について考えていく必要がある。」こちらは解決しました。

9 丁目「補助を考えていく必要がある。」これはアクションプランで次年度以降指定していくときに単に指定だけではなく補助を考えるのも引き続き議論をしていただきたいと思っています。

(浦野副委員長)

それでは委員の皆さんにお一人ずつ申し送り事項や思いを発言していただきたいと思っています。

(三浦委員)

歴史保全区域を決めてきたが、宮田宿と在の北割、田中町、中越はそれぞれ趣が違う。そこを特別にということで指定をしたのでその住人も一緒に関わってほしい。

意識を高くしながらこれからもやっていけるといい。

他にも町中の活性化についても、場所のカラーを考えながら、一緒にやっていきたい。

(窪田委員)

しっかりまとまってきたかと思いますが、あとは運用上の問題があると思う。

他にも PR 活動をしていくことが重要。どうやって PR しながら住民団体を作っていくか。

他にも新聞の記事ですが、「景観規制が自治体に広がる。街並みと住民の合意形成」という内容も取り上げられるようになってきた。

具体的な活動として美しい景観が将来の価値であることをいかに PR していくか。

そういった点を考えていきたいと思っています。

(天野委員)

何の計画でもそうだが、計画ができて冊子になったところで終わってしまう計画にはしないほしい。特に景観の話は、議論して積み重ねをしてきたというところもある。あとは、イメージが分かるグランドデザインの様なイメージの伝わる何かを作っていくことを考えていくことが必要。

(佐々木委員)

東京から来て、電車の窓から外を見て、色、光、山の姿が圧倒的に違う。

その価値はここにいると気がつかない。

宮田にしかない何千年も変わらない風景の中でその基盤をどう守って磨いてつないでいくかが経済のエンジンになるだろうし、宮田の人、みらいを担う子どもを育てることになると思う。

最後のまとめをしっかりやって育てていけるといいと感じています。

(藤倉委員)

以前、国際シンポジウムの中でドイツ、フランスの首長と話を伺うことがあった。

都市計画と景観をセットで重視している。

それがないと自分たちが何者か分からなくなってしまう。

風土がないと自分たちのアイデンティティがなくなってしまうといわれていました。

他に、将来に向かってどう打っていくのかというのが都市計画。

日本の景観計画はその両面を持っている。そのため、弱い面もあるがこれからも重要な計画になるであろうという認識を共有してほしい。

広い枠組みの中の景観法の中の景観計画は一部分。やれることは限られている。

当初、地域を巻き込んでいくのであれば憲章みたいなものを作って、意識を変えていったらどうかという話と、行政内で作業をしてもばらばらで総合的なマネジメントができないのであれば住民側にだけ規制を強いることはおかしい。ということで総合的コントロール、マネジメントとしました。そして、そういうのを実際に具体的に行うには誰かが動いて作っていかなければならないのでアクションプランを提案した。

その中で総合的コントロールは実は今回の景観計画の中で他の委員会含めて庁内の景観に関わるものを検討して移行という話のできたのでこれは景観計画の中で獲得できたもの。決定的に新しいもの。大変大きな強い価値。条例にも入っている。

アクションプラン、考える会メンバープラスアルファで住民側から動き出しています。これに対して行政がどうやってこの活動をバックアップするか、お金だけではなくノウハウなど、考えていかなければならない。

今動いているものが下火にならないように。歴史的な地域になったところに対してもとくに予算は確実に確保してほしい。

憲章までは時間がかかるが先々のイメージが持てる様になれるグランドデザインを思い描いていければよいと思う。

(後藤委員)

全体を通して皆さんが熱心に答弁されて手作りの宮田らしい計画ができたと思う。

山に関して、中央アルプスの県立公園をジオパークとして検討しているが、人を呼ぶだけではなく魅力を掘り出そうというのがある。

山の状況というのはあまり変わらないが、ここの地域は5年10年で大きく変わっていく可能性がある。

その中で審議会を、これだけの思いを継続していくのが大事だと考えている。

(須永委員)

景観の中身は非常に複雑。単純に難しいというのもあるし、人が関わっているので色々な思いがあって理解は難しい。

プロセスを知ってこれだけ大変だというのが分かった。計画が出て、一般の人が見たときにこの表という一面だけをみているのでギャップが大きいと思うかもしれない。

そのためにもなぜ計画を作ってなぜ実行しなければならないのかという旗印の様なビジュアル、目的の様なアイコンを作ることで理解してもらえと思う。

(矢田委員)

委員会で景観は何だということを位置から学ぶことができた。

ただ、いまだに風景というのが先にくるイメージがある。

日本的な田園風景が広がるというこの景色を守ってきた。これは意識して残してきたわけではなく、自分たちの生活の中、文化の中で残ってきている。

大分崩れだしているところもあるが。

景観計画を作るにあたって、形成基準において、公な基準をかけるわけだが、共通事項「宮田村の景観の特徴としている眺望景観と田園風景の質を高めるため」という一文をこれからの審議会の中では守っていく必要がある。

規制をして風景を守るものではないという意識の中に投げかけて、それを自然に生活していたら景観計画を達成しているイメージというのを審議会でやってほしい。

普段の意識の中でクリアできることを審議会に残してつないでほしい。

林業も衰退している。規制をかけて守っていくことも大事になるかもしれない。

人々の生活がない、というのは果たして景観と呼べるのか。風景という人の心がないと、と思っています。

(太田委員)

文化財をいかに守るかというのは委員の中でも意見が分かれるくらい壊されていってしまうものになっている。

宮田宿を考えても、家が建て込んでいて生活するのに不便と覚えることもある。

私は中越の保存を望んだことがある。それは、道路は良くないかもしれないが、日光も当たるし、あそこにいると心が休まる生活ができるのではないかと思う。

世界から見て、ヨーロッパは文化が発展しすぎて自然が少なくなってしまう、自然から得られる心の豊かさが少ないのではないかと思う。

日本は四季が豊かで緑の復元も容易だが、日本人たちが知らなかったのがやっと分かってきたのではないかと思う。

自然と心を合わせていかないと心がぼろぼろになる。

最低今の宮田村の状態を維持してほしい。そして、中川や高遠のように美しい村としての理念で進んで行ってほしい。

文化財は壊されていってしまうところがあるので、予算の関係もあると思うが昔の面影として土蔵を残して宮田宿を残して行ってほしいと思う。

(竹平委員)

景観審議会の関係、これで問題はないと思うが、ここからが本格的になって、申し送り事項以外の課題が出てくると思う。

そのときに特に事務局がコントロールしていくことが重要になるが、迷ってきたりするときには目的に立ち返ることで必然的に出てくる答えもあるので、そういったところを続けて行ってほしい。

あとは、上手く主観と客観をコントロールして決定してほしい。

将来のビジョンとしていい意味で生活の中で当たり前の風景が増えるといい。

他にも、私の友人で移住をしたいという人がいる。おそらくイメージだけだと思うが、移住したいという人がいるということは、景観もそうだが人という部分や、それ以外の目に見えるもの以外の部分もあるので、これからこれを動かしていくと色々な意味で宮田村は面白くなると思う。

(新谷委員)

いい委員会に参加させていただいた。

それぞれの価値観が違う中で計画を纏め上げてきたのはすばらしい。それだけに今後審

議会の皆さんにはまとめ上げられた共通の価値観を軸にして判断をしていただきたいと思います。

それとともに審議委員の思いをその中に反映された面での審議ができる。

共有される価値観としてはこの景観計画があるが、その中に個別の価値観、感性が反映されていくともっといいものになってくると思う。

個々の価値観に関して審議会の中で尊重しながら基本の景観計画という軸からぶれることなく脚色していくことが大事。

景観計画は今後見直していく部分もあるので、新たなものに取り組む必要があるのであれば反映して行ってほしい。

すばらしい宮田に継続されるといいと思っております。

(浦野副委員長)

活発な意見ですばらしい景観策定ができたと思います。

村に住んで50数年になりますが、改めて中越、北割、その他といった地域を見直したと感じています。

これから運営に入っていきますが、技術者は数字に関して質問をしますので、聞かれたときには回答ができるよう、詳細に設定をしていただきたい。

あと、伊駒アルプスロードについてまだ決まっていないが、景観として大きな問題になる。景観策定委員会の気持ちを伝えてもらい、宮田のイメージを崩さないようにしてもらいたい。

## 5. その他

(浦野副委員長)

その他事項ということで事務局お願いいたします。

(事務局原)

その他ということで特に案件はありませんが、ここまで皆さんにご議論いただいたということで事務局側からも皆様に感謝を述べさせていただきます。

(事務局熊谷)

資料や委員会の進め方など不備が多々ありご迷惑をおかけいたしました。おかげをもちまして計画策定となりました。

ただ、策定して終わりではなく、これから実務処理等含め考えていく部分がたくさんあります。審議会含め皆様にはこれからもお力添えを頂く形となりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(事務局平澤)

皆様のおかげをもちましてすばらしい計画ができたと思っております。

今後計画を運用していくために4月1日までにを行うことがたくさんありますので、ご助言等いただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

(浦野副委員長)

よろしければこれで第9回宮田村景観計画策定委員会を終了いたします。

一年半、ありがとうございました。

	<b>【閉会】</b>
資料	事前配布資料 (資料 1) 第 9 回 宮田村景観計画策定委員会 会議次第 (資料 2) 第 8 回委員会議事録 (資料 3) 第 8 回委員会のまとめ (資料 4) 第 8 回委員会以降の経過報告並びに今後の流れ (資料 5) 宮田村景観条例・景観条例施行規則 (資料 6) 景観条例、規則の主な変更内容 (資料 7) 景観計画 (案) 主な変更箇所 (資料 8) 景観審議会について①景観審議会委員の構成案 (資料 9) 景観審議会について②景観審議会への申し送り事項